

## 令和2年度第二種電気工事士上期筆記試験(5/31)の実施について

令和2年4月7日  
一般財団法人電気技術者試験センター

令和2年4月7日、政府は新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を行いました。

緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年5月6日までとされていますが、令和2年度第二種電気工事士上期筆記試験が予定されている5月31日時点における実施の可否について現時点で見通すことは困難であります。

このため、5月31日(日)の試験については、実施の環境が整わない場合

- ・延期
- ・中止

も視野に入れて検討しております。

今後の対応は、状況を見ながら、決定次第、HPに掲載してまいります。

なお、試験を中止せざるを得ない場合には、

- ① 下期試験への振替もしくは受験手数料の返金
- ② 筆記試験免除(免除項目1)の免除期間の延長 措置を講ずることとします。

なお、現在、電話によるお問い合わせが大変多くなっており、十分な電話対応ができない状態が続いております。今後も、決定した内容はHPに掲載いたしますので、電話によるお問い合わせをなるべくお控えいただきますよう皆様のご協力をお願いいたします。

問合せメールアドレス [info@shiken.or.jp](mailto:info@shiken.or.jp)